

事業報告書

(自 令和 6 年 8 月 1 日 至 令和 7 年 7 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 まつなが皮ふ科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 西彼杵郡長与町斉藤郷 4 5 番地 4
- (3) 設立認可年月日 平成 2 3 年 1 0 月 3 日
- (4) 設立登記年月日 平成 2 3 年 1 0 月 7 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医 療 法 人 まつなが皮ふ科	長 崎 県 西 彼 杵 郡 長 与 町 斉 藤 郷 4 5 番 地 4	

医療機関コード 421124054

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)
- 該当無し

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
- 該当無し

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和 6 年 9 月 2 6 日 令和 5 年度決算の承認
- 令和 7 年 4 月 1 日 理事の辞任に伴う役員改選

法人名 医療法人 まつなが皮ふ科

※医療法人整理番号

所在地 西彼杵郡長与町斉藤郷4 5 番地 4

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 7 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	59,494	I 流 動 負 債	3,172
II 固 定 資 産	19,012	II 固 定 負 債	
1 有形固定資産	15,404	負 債 合 計	3,172
2 無形固定資産		純 資 産 の 部	
3 その他の資産	3,608	I 資 本 金	
		II 資 本 剰 余 金	5,000
		III 利 益 剰 余 金	70,334
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	75,334
資 産 合 計	78,506	負 債 ・ 純 資 産 合 計	78,506

法人名 医療法人 まつなが皮膚科
所在地 西彼杵郡長与町斉藤郷45番地4

※医療法人整理番号

損益計算書
(自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	91,406
2 事業費用	81,232
本来業務事業利益	10,174
事業利益	10,174
II 事業外収益	275
III 事業外費用	
経常利益	10,449
IV 特別利益	
V 特別損失	796
税引前当期純利益	9,653
法人税等	1,575
当期純利益	8,078

法人名 医療法人 まつなが皮膚科

※医療法人整理番号

所在地 西彼杵郡長与町斉藤郷45番地4

財 産 目 録
(令和 7 年 7 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 78,506 千円
2. 負 債 額 3,172 千円
3. 純 資 産 額 75,334 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	59,494
B 固 定 資 産	19,012
C 資 産 合 計 (A + B)	78,506
D 負 債 合 計	3,172
E 純 資 産 (C - D)	75,334

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 まつなが皮ふ科
理事長 松永 義孝 殿

私は、医療法人の令和 6 年会計年度(令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 年 月 日
医療法人 まつなが皮ふ科

監事 平山 和子

